八　法第百十条の三の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び指定宅地又はこれに存する物件に関し権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類

九　［略］

十　［略］

（権利変換計画に定めるべき事項）

第二十七条　法第七十三条第一項第二十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　個別利用区内の宅地の価額の概算額

三　［略］

（権利変換計画に関する図書）

第二十八条　［略］

2　前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。

一　第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの

二　第五条第三項の表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの

三　第五条第三項の表に掲げる公共施設の平面図

四　第五条第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区内の各宅地の区域を表示したもの

3　法第七十三条第一項第二号から第二十三号までに掲げる事項並びに法第百九条の二第六項及び法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第百十条及び法第百十条の二の場合においては、別記様式第十一又は法第百十一条の場合においては、別記様式第十二）の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

（令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法等）

第三十条　［略］

2～5　［略］

6　法第百十一条の場合及び法第百九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは「合計価額から、合計価額に令第四十三条の六に規定する都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。

7　［略］

8　［略］

（特定施設建築物の建築計画の内容）

第三十四条の三　［略］

2・3　［略］

［号を加える。］

七　［同上］

八　［同上］

（権利変換計画に定めるべき事項）

第二十七条　法第七十三条第一項第十八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（権利変換計画に関する図書）

第二十八条　［同上］

2　前項の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの並びに同表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの及び同表に掲げる公共施設の平面図とする。

3　法第七十三条第一項第二号から第十八号までに掲げる事項並びに法第百九条の二第六項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十（法第百十条又は法第百十一条の場合においては、別記様式第十一又は別記様式第十二）の権利変換計画書を作成して定めなければならない。

（令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法等）

第三十条　［同上］

2～5　［同上］

［項を加える。］

6　［同上］

7　［同上］

（特定施設建築物の建築計画の内容）

第三十四条の三　［同上］

2・3　［同上］